

添付法令資料 4 :

銀行を經由した現地通貨建ての二国間貿易取引決済に関する 2017 年 10 月 2 日付
インドネシア中央銀行規則 No.19/11/PBI/2017 (目次)

2018 年 1 月 2 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 通貨取引実施指定銀行 (第 2 条)
- 第 3 章 通貨取引実施指定銀行の金融取引
 - 第 1 節 現地通貨建ての二国間貿易取引決済の実施の利益のための活動及び金融取引 (第 3 条)
 - 第 2 節 ルピア建て非居住者特別目的口座及び提携国通貨建て非居住者特別目的口座の開設 (第 4 条ないし第 7 条)
 - 第 3 節 提携国通貨による非居住者特別目的サブ口座の開設 (第 8 条)
 - 第 4 節 提携国通貨に対するルピア又は外国通貨取引 (第 9 条ないし第 13 条)
 - 第 5 節 貿易金融 (第 14 条ないし第 16 条)
 - 第 6 節 非居住者特別目的口座及び非居住者特別目的サブ口座の管理 (第 17 条ないし第 19 条)
 - 第 7 節 スワップ取引のポジション (第 20 条)
 - 第 8 節 現金による提携国通貨建て非居住者特別目的サブ口座への出金及び預金の禁止 (第 21 条)
 - 第 9 節 資金移動 (第 22 条ないし第 25 条)
 - 第 10 節 建値 (第 26 条)
 - 第 11 節 ルピア及び／又は外国通貨に対する提携国通貨取引のオープン・ポジション (第 27 条)
- 第 4 章 取引の基本となる文書
 - 第 1 節 基本となる文書の種類 (第 28 条)
 - 第 2 節 インドネシア通貨取引実施指定銀行とインドネシアの輸入者／輸出者及び非インドネシア通貨取引実施指定銀行との間の取引のための基本となる文書 (第 29 条ないし第 31 条)
 - 第 3 節 ネットィングによる取引決済のためのサポート文書 (第 32 条)
 - 第 4 節 貿易金融のための基本となる文書 (第 33 条)
 - 第 5 節 ルピア移転のための基本となる文書 (第 34 条)
- 第 5 章 提携国の通貨取引実施指定銀行の金融取引 (第 35 条)
- 第 6 章 標準運営手順 (第 36 条)
- 第 7 章 報告 (第 37 条及び第 38 条)
- 第 8 章 監督 (第 39 条及び第 40 条)
- 第 9 章 制裁 (第 41 条)
- 第 10 章 終則 (第 42 条)